

○竹田市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度実施要綱

平成29年10月10日

告示第111号

改正 令和5年4月1日告示第83号

(目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、本人にその旨を通知することにより、不正取得による本人の権利及び利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民票の写し等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する次に掲げる証明書等をいう。

ア 住民票の写し（消除及び改製されたものを含む。）

イ 住民票記載事項証明書

ウ 戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）

エ 戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍一部事項証明書（それぞれ除かれたものを含む。）

オ 戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）

カ 戸籍記載事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）

キ 戸籍届出書の記載事項証明書

(2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。

(3) 本人 住民票の写し等の交付申請書（職務上請求書を含む。以下「交付請求書」という。）に交付請求対象者として記載された者（本人の法定代理人を含む。）をいう。

(4) 特定事務受任者 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含

む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

- （５）職務上請求書 特定事務受任者の所属する団体が発行した住民票の写しの交付を請求する書類をいう。

（本人通知）

第３条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を本人に通知するものとする。ただし、不正取得をされた住民票の写し等に係る交付請求書が、保存年限を経過し廃棄されているとき、その他の本人に通知できないときは、この限りでない。

- （１）住民票の写し等を取得した者が、住基法第４６条第２号又は戸籍法第１３５条若しくは第１３６条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになった場合
- （２）国又は県、関係機関等からの通知その他の方法等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行ったことが明らかになった場合
- （３）前２号に掲げる場合を除くほか、市長が不正取得を行ったことが明らかであると認めた場合

２ 前項の規定による通知は、市長が前項各号に掲げる場合において住民票の写し等を取得した者に対し、住民票の写し等の不正取得の疑義事案に関する疎明資料の提出について（様式第１号）により疎明資料の提出を要求し、当該要求の日から１４日以内に回答書（様式第２号）の提出がなかった場合又は回答書の提出があった場合において、当該住民票の写し等の取得が正当と認められないときに限り行うものとする。

（本人への通知の方法）

第４条 前条第１項の規定による通知は、住民票の写し等の不正取得に係る本人通知書（様式第３号）により行うものとする。

（通知後の対応）

第５条 市長は、本人から不正取得に係る相談があった場合は、法務局等の関係機関の相談窓口の紹介その他の必要な情報の提供を行うものとする。

（その他）

第６条 この要綱に定めるもののほか、不正取得に係る本人への通知に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和５年告示第８３号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

竹田市長 ⑩

住民票の写し等の不正取得の疑義事案に関する疎明資料の提出について

あなたが本市に対して行った次の住民票の写し等の交付請求について、正当なものであるか疑義があります。

つきましては、あなたが当該請求により本市から取得した住民票の写し等が不正に取得したものでない場合は、疎明資料を添付し、別紙様式による回答書を 年 月 日までに提出してください。

期限までに回答をいただけない場合又は弁明内容を含む疎明資料から当該請求が正当と認められない場合については、あなたによる住民票の写し等の取得を不正な請求による取得であるものと認め、被取得者に対して、取得された事実を通知します。

整理 番号	請求年月日	請求内容	疑義の理由

様式第2号（第3条関係）

回答書

年 月 日

竹田市長 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で通知のあった住民票の写し等の不正取得の疑義事案に関して、疎明資料を添付のうえ、次のとおり回答します。

整理 番号	請求 年月日	請求内容	不正取得 でない理由	疎明資料

第 号
年 月 日

様

竹田市長 印

住民票の写し等の不正取得に係る本人通知書

日頃から、市政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

この度、あなた様の（住民票の写し・戸籍等抄本等）の証明書が第三者により不正に取得されていた疑いがあることが判明いたしましたので、下記のとおり不正取得の事実とその請求内容についてお知らせいたします。

本市では、住民票の写し、戸籍謄抄本等の証明書が第三者によって不正に取得されたことが判明した場合に、ご本人の権利及び利益を保護するために、ご本人へ取得された事実を通知する制度を導入しており、今回はこの制度に基づきお知らせいたしました。ご不明な点などがございましたら、下記までお問合せくださるようお願いいたします。

記

1 不正取得の内容

- (1) 交付した証明書の種類及び通数
- (2) 交付年月日
- (3) 戸籍の表示（本籍及び筆頭者）又は住所
- (4) 被請求者氏名
- (5) 利用目的又は事由
- (6) 不正取得した者の氏名及び住所

2 その他